

(ウ) 緑をつくる施策

特に市街化区域の緑は、住宅開発などによる減少が続いています。また、中心市街地においては、市民は緑の量、質ともに不十分であるとの認識を持っています。

そこで、都市の環境を和らげ、緑の機能を活かした街とするため、緑を増やす取組を進めます。

○ 緑をつくる施策

	施策	内容	新規・ 拡充
緑化の推進 〔地域で取組めば 効果もアップ〕	● 地域緑のまちづくり事業	住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画、ルールづくりを支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域のルール化により推進します。 これにより、緑の増加が実感できるとともに、地域の連帯感の形成も目指します。	新規
	● 公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取り組めます。 また、子どもたちが思いきり芝生に親しめるように、保育園や幼稚園、学校での園庭等の芝生化事業を推進します。	新規 拡充
	● 街路樹の維持管理	街路樹を良好に生育させることにより、街中に快適な緑空間を創出し、街の魅力アップを図ります。	拡充
	● 民有地緑化の誘導等	基準以上の緑化を行った場合には固定資産税等を軽減する制度の導入を図ります。一定規模以上の建築に緑化を義務づける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。	新規

(I) 国に対する要望等

緑の保全にあたっては、相続税などの税制が大きな鍵となります。そこで、緑地保全に向けた制度の拡充では、相続税物納制度において物納された国有財産の取り扱いの見直しや、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等の要望を行っています。

また、農地の相続に関する制度拡充では、相続税納税猶予対象地の拡大や貸付農地等に対する相続税評価の緩和等の要望を行っています。

今後も引き続き、市民や土地所有者の意見も踏まえながら、緑減少の原因・課題等に対応した制度の提案や要望を国に対して行っていきます。

ウ 施策の地域別展開の考え方

前述の施策は、市域均一に実施するのではなく、区域特性に応じ、以下のとおり適用します。
 なお、個々の施策に適用条件等がある場合は、それに基づいて実施することとなります。

	樹林地	農地	緑化
市街化区域	<p>できるだけ持ち続けてもらう</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保存地区 ・市民の森 ・ふれあいの樹林 ・市民緑地 (注)公開とする場合は調整区域の維持管理支援、利活用促進に準じる <p>やむを得ないとき土地を買い取る</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区 (相続税評価減、買取) ・よこはま協働の森基金制度 	<p>できるだけ持ち続けてもらう</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の拡充 ・借地公園制度 ■ 利活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の拡大 (注)援農コーディネーター <p>やむを得ないとき土地を買い取る</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の指定拡充 (相続税納税猶予) 	<p>個々に取組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 個別緑化制度の強化 (民有地・公有地) <ul style="list-style-type: none"> ・屋上・壁面緑化 ・生垣等緑化 ・公共施設緑化 ・園庭、校庭の芝生化等 ・街路樹の維持管理 <p>みんな取組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ぐるみの緑化 (民有地・公有地) <ul style="list-style-type: none"> ・地域で計画づくり ・計画に基づき緑化支援
市街化調整区域	<p>緑を重点的に保全する区域※①</p> <p>できるだけ持ち続けてもらう</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森 ・源流の森 ・市民緑地 (注)制度の重点PRにより指定推進 ■ 維持管理推進 (上記指定・公開を要件) <ul style="list-style-type: none"> ・行政がしくみを作り、市民力をできるだけ活かした管理 ■ 利活用促進 (上記指定・公開を要件) <ul style="list-style-type: none"> ・里山を楽しむライフスタイル事業 ・里山の資源を利活用 <p>やむを得ないとき土地を買い取る</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区 (相続税評価減、買取) ・よこはま協働の森基金制度 	<p>意欲を持って農業を続けてもらう</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進 (直販所、収穫体験等) ・生産性向上 (省エネ施設等) ■ 農地保全 <ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤 (かんがい施設等) ・農地維持管理 (水利組合等支援) ・周辺環境 (不法投棄、野焼き等) ■ 担い手育成 <ul style="list-style-type: none"> ・協働で作業 (援農) ・市民の力 (市民農園の拡大) ・意欲ある人の支援 (賃借の奨励金等) <p>やむを得ないとき土地を買い取る</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の流動化 (一団の優良な農地等) ・市民農園用地買取 	調整区域においても展開可
上記以外の区域※②	<p>できるだけ持ち続けてもらう</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森 ・源流の森 (注)希望により指定 <p>※③</p>	<p>できるだけ持ち続けてもらう</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興 同上 ■ 農地保全 同上 ■ 担い手育成 同上 <p>やむを得ないとき土地を買い取る</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・立地や需要等によっては市民農園用地を買取 <p>※③</p>	調整区域においても展開可

※① 緑を重点的に保全する区域とは以下のいずれかの区域

- 1 緑の10大拠点 ー参考資料
- 2 保全区域指定済の樹林地・農地
- 3 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地・農地で、所有者の希望があり、一定の要件を満たすもの

※②、③ 土地利用転換の場合は、都市計画法等の開発条件による

※③ 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地・農地は、所有者の意向があり、一定の要件を満たす場合は、「緑を重点的に保全すべき区域」に含めることができる

〔コラム4〕 樹林地の保全

市内には、緑の 10 大拠点や市街地のなかの斜面緑地が残されています。これらの樹林地は市内の緑被の約 6 割をしめており、緑の総量の維持のためには、樹林地の保全が大きなウェイトをしめています。

樹林地の所有者は、日常の維持管理や固定資産税の負担、また、相続時の税負担等、所有し続けるためには様々な課題を抱えています。

そこで、横浜市では、市独自の制度や国の制度を活用して、税負担の軽減や維持管理支援、また、いざというときの買取などによって樹林地の保全を図っていきます。

1 保全施策の概要

(1) 横浜市の条例等による制度（土地所有者との 10 年以上の契約による指定）

市民の森	源流の森	緑地保存地区
おおむね 2 ha 以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市街化調整区域内のおおむね 5,000 m ² 以上の一団の樹林地（指定面積のおおむね 1,000 m ² への引き下げを検討）	市街化区域内のおおむね 500 m ² 以上の一団の樹林地
土地所有者への支援等の内容		
①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金（30 円/m ² ） ③更新時の継続一時金交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時の継続一時金交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時の継続一時金交付 ③緑地相談制度

(2) 法による制度（都市計画決定による指定）

特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
おおむね 5,000 m ² 以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地（指定面積のおおむね 1,000 m ² への引き下げを検討）	近郊緑地保全地域内の緑地で樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地
土地所有者への支援等の内容	
①固定資産税評価額が 1/2 ②相続税評価 8 割減（山林及び原野） ③相続税の延納利子税の利率の引き下げ ④相続等不測の事態等に、土地の買入れる旨の申出が可能	

2 保全の推進について

(1) 樹林地保全に関する制度の PR による指定推進

平成 19 年に実施した土地所有者アンケートの結果、これらの制度の認知度が低いことが明らかになっており、制度の概要や指定によるメリット等について土地所有者の方々への PR を幅広く行い、指定の推進を図ります。

(2) 指定の進め方

指定にあたっては、市民の森等横浜市の独自の制度による指定を行いながら、さらには樹林地を永続的に保全し、相続税の評価減による相続税負担の軽減も可能な特別緑地保全地区等の国の制度による指定を行うことにより、土地所有者への幅広い支援を可能としながら、市内の樹林地を保全していきます。

(3) 樹林地の買取

樹林地の所有者に相続等不測の事態が発生すると、相続税の負担のため、土地所有者が樹林地を手放さざるを得ない状況になり、これが緑の減少の大きな原因の一つとなっています。

特別緑地保全地区等の国の制度には、相続税の評価減など相続時の支援策もあり、制度の活用による相続税負担の軽減が可能です。

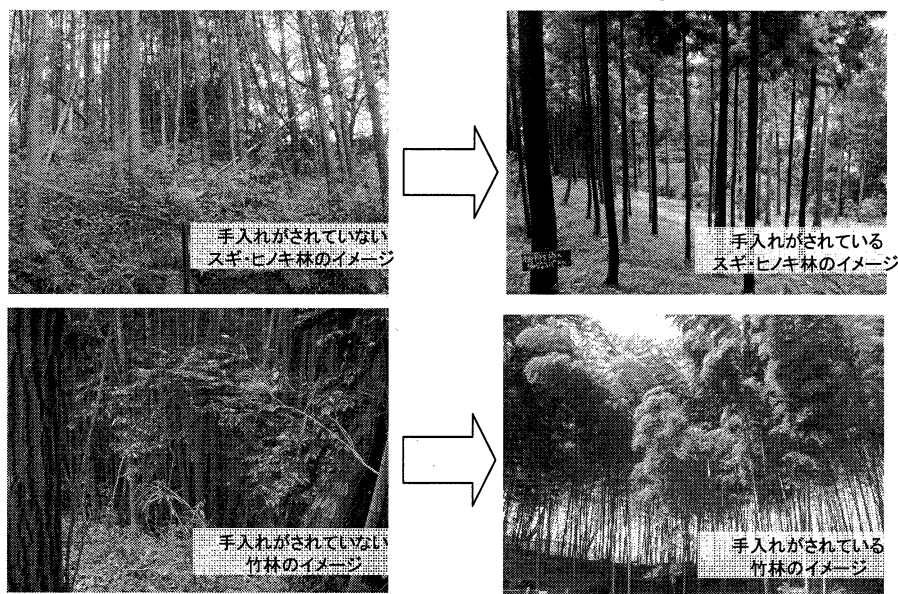
このような制度を利用しても、土地所有者が相続税の支払いのために樹林地を手放さざるを得ない状況が生じており、横浜市では、このような場合には、原則として緑地保全制度等によって指定した樹林地に限り買取を行い、樹林地として保全していきます。

〔コラム5〕 樹林地の維持管理

過去に人為的な管理がされた樹林地は、放置すると林内に入ることができないほど草木が生い茂ってしまう傾向にあります。さらに、CO₂の吸収・固定^{*}、水循環など樹林地の多様な機能が管理不足により低下する恐れがあるとともに、管理された樹林地が保全してきた生物多様性が失われる恐れもあります。

横浜市では、市民が利用する樹林地を継続的に良好な状況に保ち、自然とのふれあいなどを楽しむことができるよう、これまで多くの市民の協力を得て、維持管理を行ってきました。しかし、今後、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地の更なる拡大が見込まれることから、市民と協働した樹林地の新たな維持管理のしくみが必要となっています。また、維持管理で発生する間伐材等の資源循環への対応も求められています。

そこで、横浜みどりアップ計画では、次ページのとおり樹林地の維持管理に関する新たな施策体系を構築し、樹林地の適切な維持管理を推進します。



【市民活動の状況】

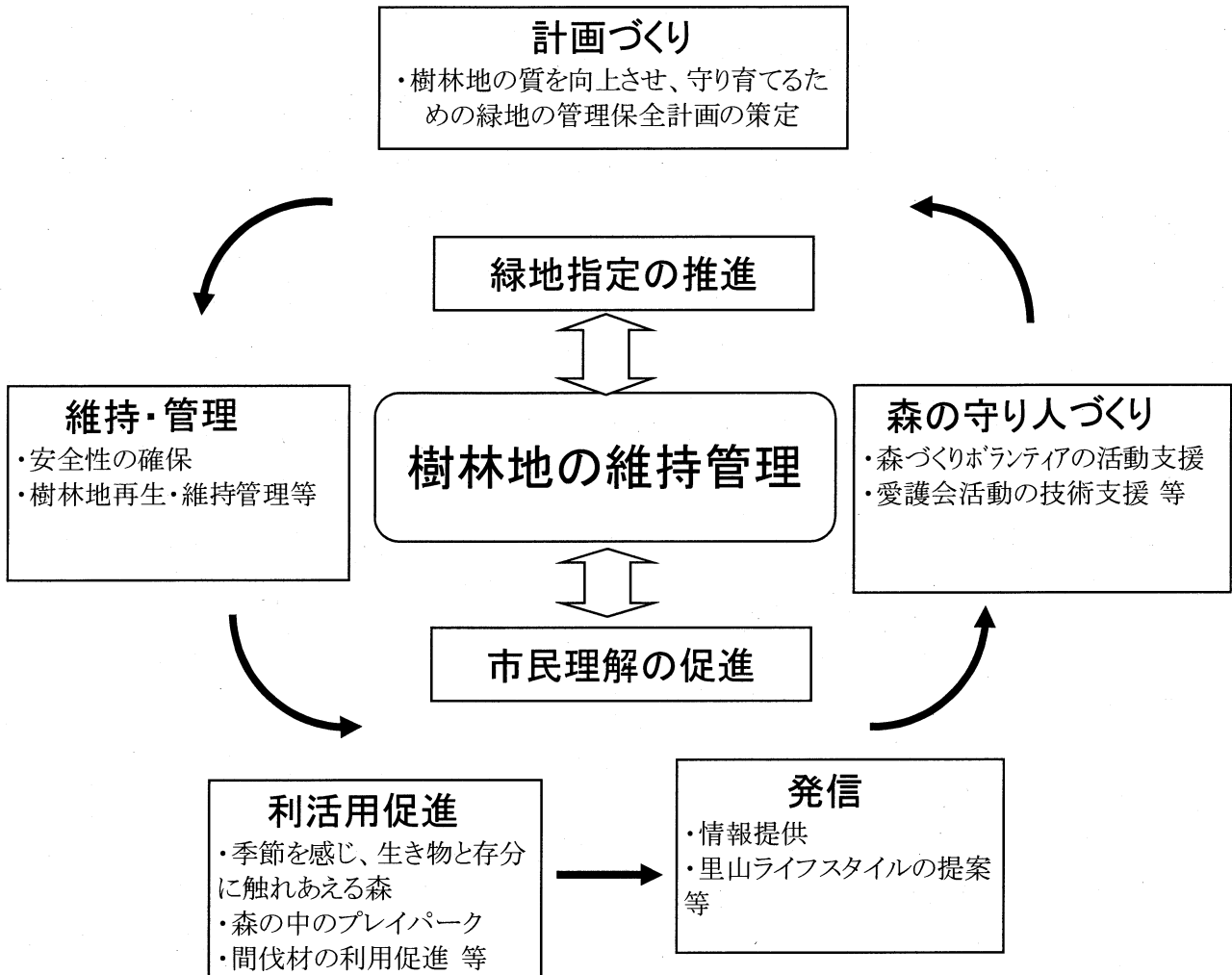
市民参加の場	形態 名称等	平成19年度活動状況		活動内容
		団体数	参加概数	
市民の森	愛護会	27	906名 (会員数)	散策路、広場の清掃・草刈 整備計画づくり
ふれあいの樹林	愛護会	13	749名 (会員数)	管理活動、巣箱設置などのふれあい活動
森づくりボランティア 団体登録	一般公募	36	1,703名	樹林地の保全活動

^{*} 横浜市温室効果ガス排出状況調査（平成19年度）より、横浜市内の森林によるCO₂吸収量は、約1万t（市内排出量1,977万tの0.05%）と計算されている。

森林吸収量 : 9.97kt- CO₂（横浜市の森林によるCO₂吸収量）
体積 約508万m³（東京ドーム124万m³の約4杯分）

樹林地の維持管理に関する新たな施策体系の考え方

緑地保全等に指定された樹林地を、行政が枠組みを作ったうえで民との協働で、手入れが行き届かない森から美しい里山へと、再生・保全・活用する新システムを構築します。



〔コラム6〕 都市農地の多面的機能と都市農業の現実

農地は新鮮で安全な農畜産物を生産・供給するほか、レクリエーションや農体験の場、ヒートアイランド現象の緩和、貯水・洪水防止、空気の浄化、文化の伝承など多くの公益的機能を持っています。

しかし、農地が公園や樹林地と大きく違うのは、先祖伝来の農地を農家が耕作し続けなければならなかったことです。このため、農地の担い手問題が大きな課題となっています。農業経営を続けていくには、農業労働力が確保され経営の収支も赤字にならないことが必要です。

さらには、相続税の支払いや近隣住民との問題、また、近年の原油高騰を原因とする生産資材の値上がり、農業所得の伸び悩みなど様々な課題を抱えながら農家は頑張っています。

したがって、後継者の育成や労働力不足をカバーするための支援、農産物の生産振興などの支援策を講じることによって、優良な農地を横浜に残す必要があります。

農地の多面的な機能が享受できるのは、都市に暮らす市民であり、農地は市民の共有財産であるといっても過言ではありません。この農地を次世代に引き継いでいくことが必要です。

【農地の多面的機能】

<横浜の農業は地産地消>

- ・新鮮で安全な農畜産物の生産供給
- ・地産地消は輸送エネルギーがかからないため、地球温暖化防止にも貢献

<農地は環境を保全>

- ・生物多様性の保持
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・空気の浄化作用

<田園景観の保全>

- ・横浜の原風景である田園景観の保全
- ・谷戸景観は横浜の文化を伝承

<農地は農体験や教育の場>

- ・地域コミュニティの形成の場
- ・レクリエーションの場
- ・農体験や環境教育の場

<農地は防災時に活躍>

- ・防災協力農地は災害時の避難場所等
- ・貯水機能や洪水防止機能



栽培収穫体験ファーム

〔コラム7〕 緑化の推進

【規制・誘導により緑を増やす取組】

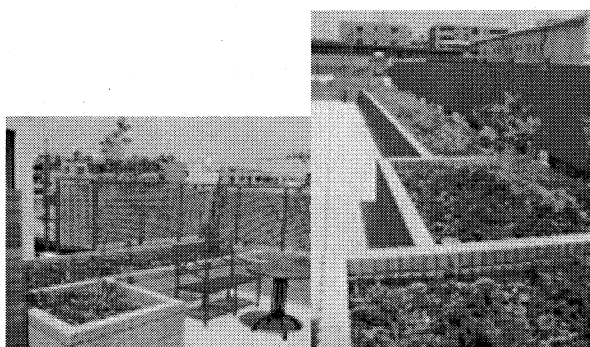
横浜市ではこれまでも、市独自の制度として「緑の環境をつくり育てる条例」等により緑化協議を行ない、緑化を推進してきましたが、都市緑地法改正（H16）により創設された「緑化地域制度」を導入することにより、一定割合以上の緑化を義務づけるなど、規制による市街地の緑化を推進します。

また、建築物の高さや容積率を緩和する場合に、敷地内に歩道や広場などを設け、良好な市街地環境の形成を誘導する「市街地環境設計制度」においても緑化基準を強化するなど、市街地に緑を引き込む取組を推進します。

【緑を増やす一人ひとりの取組】

街に緑を増やしていくためには、一人ひとりの緑を増やす取組も重要です。

横浜市では、平成18年度から「緑ある暮らしや、緑を大切にしたい事業活動のきっかけとなること」などを目的に、市民・事業者・行政が協働して平成21年度までに150万本の植樹を行う「150万本植樹行動」に取り組んでいます。今後、この取組で培われた市民の方々の緑に対する意識などを土壌として、さらに身近な緑をつくり出していくために、屋上緑化や壁面緑化、生垣設置、名木古木等に対する助成策の強化を行ってまいります。

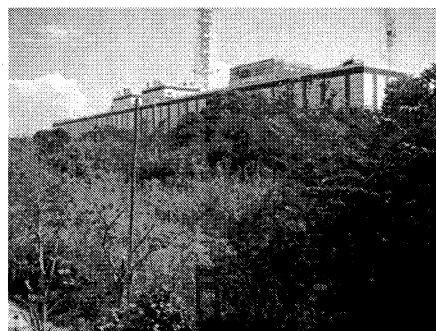
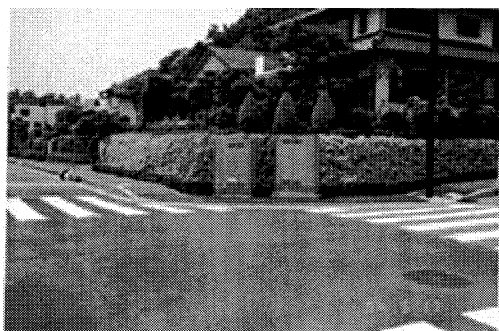
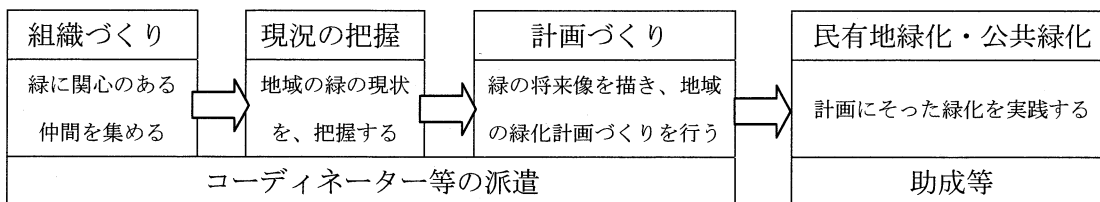


【地域ぐるみの緑化の取組】

一人ひとりの緑を増やす取組をより発展させ、緑が増えたという実感を得られるようにするためには、地域ぐるみで緑化に取り組むことにより、個々の緑は、線となり、面となって、緑の豊かさをより実感できることとなります。

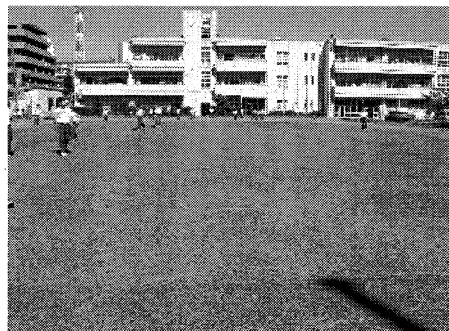
横浜市では、地域での緑の計画づくりや緑化事業に対する支援を行う「地域緑のまちづくり事業」を創設し、面的な広がりを持った、住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域に相応しい緑化を推進します。

○地域緑のまちづくり進め方



【公共施設緑化の取組】

街路樹や公共施設などの緑化推進を図ります。公共施設では、これまで以上の取組を行うとともに、街路樹は適切に管理をすることで、街の美観や快適な緑陰をつくります。



4 横浜みどりアップ計画が目指す横浜の姿

横浜みどりアップ計画により達成される質の成果として、以下のような街や生活の姿を目指すこととします。これらは、市民満足度の向上とともに、都市としての魅力やブランド力の向上にとっても、重要な要素です。

(1) 大都市だけどふるさとがある横浜

10 大拠点のようなまとまった規模の緑が、市街地の中に組み込まれるように残されている都市構造は、他にあまり例のない本市独自の特徴となっています。しかし、これらの緑は次第に減少しており、また、手入れの行き届かない人工林も増加しています。さらに、農地を中心とした田園景観も喪失していく恐れがあります。

そこで、これらの貴重な緑をしっかりと保全するとともに、効果的な維持管理により新たな里山文化として再生することで、自然と人が共生するライフスタイルの場を提供します。

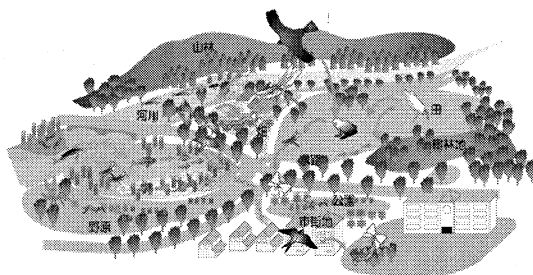
すなわち、364 万人を擁する大都市でありながら、同時に、ふるさとや田舎の素晴らしさも併せ持った横浜として、新しい魅力の発信を目指すものです。

○ 手入れの行き届かない森から、美しく豊かで安全な森へ

市民、事業者、行政が協働で取組むことにより、手入れが行き届かず荒れていた森が、安全で明るく美しい森へと生まれかわっています。

またこれらの森が、季節を楽しむ森、生き物観察の森、森の中のプレイパーク、収穫物体験の森、里山体験など、市民生活の中で自然体験・環境学習・散策・週末レクリエーション等を気軽に楽しめる場として利用されています。

さらに、間伐材等の森の貴重な資源が、木質バイオマスや環境教育の素材等として、積極的に利活用されています。



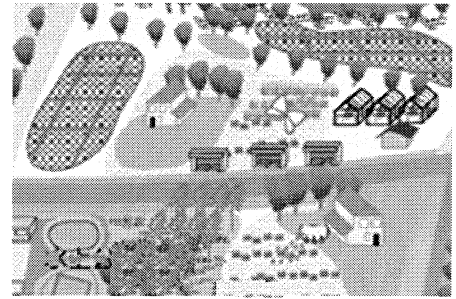
<主な施策>

- 安全・明るい森づくり事業
- 森の楽しみいっぱい事業
- ウェルカムセンター等整備事業
- 森の守り人育成事業
- 森の資源循環事業

○ 身近に農がある豊かなくらし

県内でもトップクラスの生産技術を活かした都市農業が、次世代に引き継がれ、美しい田園風景や谷戸の景観が広がる農地が保たれています。

また、多機能型の大型直売所が設置され、新鮮で安全な農産物の購入や、採れたて野菜レストラン、ここを拠点とした一日農体験や市民農園等を楽しみに集まる市民でにぎわっています。



＜主な施策＞

- 地産地消の推進
- 多様な市民農園の実現
- 多様な担い手の育成
- 援農コーディネーターの育成

田園風景



収穫体験



里山風景



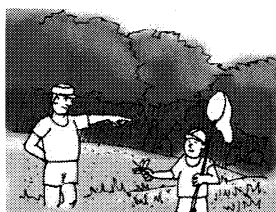
森の散策



森づくりボランティア



レクリエーション



直売所



樹林地の活用

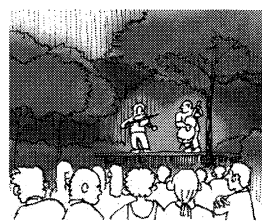


図 大都市だけどふるさともある横浜のイメージ